

財団法人 十勝圏振興機構 食品加工技術センター 研修生受入要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人 十勝圏振興機構 食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）が受け入れる研修生に関し必要な事項を定め、適性な運営を図ることを目的とする。

(研修生の受け入れ)

第2条 技術センターは、十勝圏内の企業、市町村及び団体、研究グループ等（以下「企業等」という。）が、技術の修得を目的として職員等を派遣する場合にその職員等を研修生として受け入れるものとする。

2 財団法人 十勝圏振興機構 理事長（以下「理事長」という。）は、技術センターの業務に支障がない範囲において、研修生を受け入れることが技術センターの成果の普及に資するものであり、かつ、研修生が研修を受けるに必要な能力を有すると認める場合に研修生の受け入れを受諾するものとする。

(派遣の手続き)

第3条 研修生を派遣しようとする企業等は、事前に別記第1号様式の研修生派遣申込書に研修生の経歴書を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、研修生の受け入れを受託した場合は、別記第2号様式の研修生受入受諾書により、遅滞なく企業等に通知するものとする。

(研修協定書の締結)

第4条 理事長は、研修生を受け入れるにあたり企業等と別記第3号様式の職員研修委託協定書を締結するものとする。

(研修指導職員の指定)

第5条 技術センター センター長（以下「センター長」という。）は、研修生の受け入れの受諾にあたり、技術センターの職員の中から研修指導職員を指定して、指導業務に当たらせるものとする。

(研修の内容)

第6条 研修の内容は、技術センターにおいて定める研修実施計画によるものとする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、原則として6カ月以内とする。ただし、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 企業等は、前項の研修期間を延長しようとする場合、別記第4号様式の研修生派遣延長申込書を理事長に提出し、理事長の承諾を得なければならない。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、財団法人十勝圏振興機構における諸規定並びにセンター長及び研修指導職員の指示に従わなければならない。

2 研修生は、研修期間中知り得た秘密について、研修期間中はもとより、研修修了後においても守秘義務を負うものとする。

(研修の取り消し)

第9条 理事長は、技術センターの業務に著しく支障が生じた場合、天災その他やむを得ない事由により研修の受託が困難になった場合、若しくは企業等又は研修生が本要領に従わない場合には、研修の取り消しを行うことができる。

2 企業等又は研修生が都合により研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に届出なければならない。

(費用の負担)

第10条 研修生の研修期間中の給与、超過勤務手当、通勤手当、滞在費及び原材料や消耗品等の研修に要する費用については、企業等が負担するものとする。

(傷病の補償)

第 1 1 条 研修期間中研修生に発生した傷病については、企業等がその補償を行うものとする。

(研修修了の報告)

第 1 2 条 研修生は、研修を修了したときは、遅滞なく別記第 5 号様式の研修報告書を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

別記第 1 号、第 2 号様式は当センターホームページよりダウンロードできます

別記第 3 号～第 5 号様式は当センターより直接お渡しいたします
(ダウンロードはいたしません)

研 修 生 服 務 心 得

研修生は、研修期間中次のことを守らなければならない。

- 1 研修生の研修時間は、技術センター職員の勤務時間に準ずるものとする。
- 2 研修生は、登庁したときは別に定める出勤簿に押印すること。
- 3 研修生は、研修指導職員の指示に従い研修を受けること。
- 4 研修生は、常に機械器具を大切にすること。なお、不注意等により破損した場合は弁償させることがある。
- 5 研修生は、毎日の研修内容を別に定めた研修日誌に記入し、1週間毎に研修指導職員に提出すること。
- 6 研修生は、年次休暇等をとる場合は、あらかじめ研修指導職員の承認を得ること。
- 7 研修生は、研修期間中知り得た秘密について、研修期間はもとより、研修修了後においてもこれを口外しないこと。
- 8 研修生は、次の事項に該当するときは、研修を取り消すことがある。
 - (1) 技術センターの体面を著しく汚す行為があったとき。
 - (2) 正当な理由がなく、しばしば欠勤するとき。
 - (3) 研修指導職員の指示に従わないとき。
 - (4) 研修意欲に欠けると認められたとき。